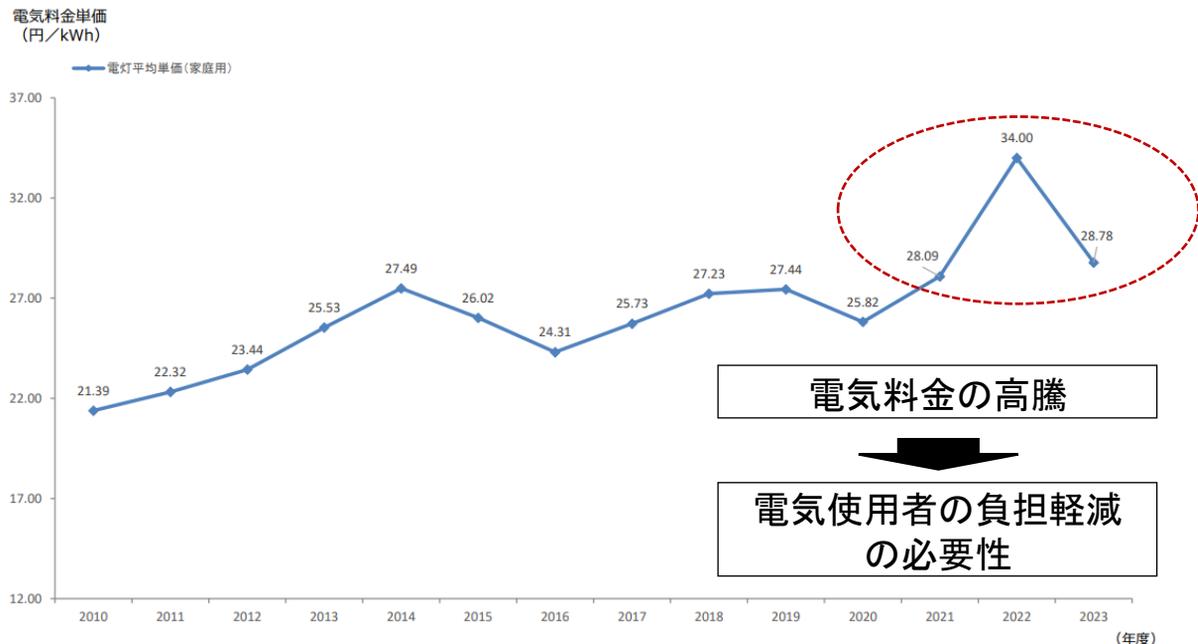


電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案【再エネ賦課金停止法案】概要

背景

電気料金平均単価の推移（2010年度以降）



※消費税、再エネ賦課金を含む。※2022年度、2023年度については、電気・ガス価格激変緩和対策の効果も含まれている。

(出所) 電力取引報等を基に作成

(グラフ資料提供) 資源エネルギー庁

内容

1 再エネ賦課金の請求が行われないようにするための措置

(1) **当分の間、電気利用者に対して再エネ賦課金の請求が行われないようにすること。**

(2) 政府は、(1)に必要な措置を速やかに講ずること。

※ 再エネ電気の供給促進に悪影響を及ぼさないようにすること。

$$\text{電気料金} + \text{再エネ賦課金} = \text{月々の電力会社へのお支払い}$$

$$\langle \text{再エネ賦課金の算定方法} \rangle \quad \text{再エネ賦課金} = \text{ご自身が使用した電気の量 (kWh)} \times \text{賦課金単価} \quad ※$$

※ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。

(出所) 資源エネルギー庁

2 再エネ電気の供給促進に要する費用の在り方の検討

政府は、**電気利用者が再エネ電気の供給促進に要する費用の負担をすることなく再エネ電気の供給が促進されるようにする観点から総合的に検討し、必要な措置を講ずること。**

(公布日施行)